

平成 27 年 9 月 4 日

平成 28 年度特定業務委託契約の作業報酬下限額について決定しました

日ごろから、本市公共事業に御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

平成 27 年 9 月 1 日に開催された「川崎市作業報酬審議会」において、平成 28 年度の作業報酬下限額（川崎市契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に掲げる特定業務委託契約に従事する者に対して支払われるべき 1 時間当たりの作業報酬の下限の額）について、全会一致で決議され、同日、川崎市に答申されました。

本市では答申を踏まえ、「平成 28 年度特定業務委託契約の作業報酬下限額」を次のとおり定めましたのでお知らせします。

川崎市契約条例では、条例で定める特定工事請負契約及び特定業務委託契約を市と締結する者は、市が定める作業報酬下限額以上の賃金等を契約業務に従事する労働者が受け取ることができるようにしなければならないとされております。

なお、契約条例、契約規則等の詳細につきましては、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」に掲載しておりますのでご覧ください。

<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>

1 平成 28 年度特定業務委託契約の作業報酬下限額

川崎市契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する特定業務委託契約に係る作業に従事する者に支払われるべき作業報酬下限額

9 2 8 円（時給額）

2 今回の作業報酬下限額の対象となる契約

平成 28 年 4 月 1 日以降に契約を締結する次の契約等

予定価格 1, 0 0 0 万円以上の業務委託契約（警備のうち人的警備、駐車場管理、建物清掃等、屋外清掃、施設維持管理、電算関連業務のうちデータ入力、給食調理業務及び指定管理業務【特定業務委託契約】）

契約課（企画担当） 担当
電話 044 - 200 - 3695